平成２１年（フ）第１３３６号
神戸市北区唐櫃台４丁目16番５―301号、従前の住所神戸市兵庫区塚本通５丁目５番11号
債務者　田中真一郎
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３４２号
神戸市兵庫区大開通８丁目１番15―401号
債務者　田渕　順子
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３４６号
神戸市北区有野中町３丁目９番６号
債務者　朝倉　慎一
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４０４号
神戸市灘区浜田町１丁目２番17―502号
債務者　下岸　千尋
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６８３号
兵庫県西宮市浜甲子園４丁目４番９号、前住所兵庫県尼崎市南武庫之荘３丁目22番10号　カサグランデ202
債務者　福武　周子（旧姓竹内）
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第６８７号
兵庫県尼崎市神田南通１丁目32番地八百重マンション３Ｆ南側
債務者　林　　明生（旧姓鳥越）
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第７７１号
兵庫県西宮市北名次町15番11―106号、前住所兵庫県西宮市今津巽町４番11―110号
債務者　巴山小百合（旧姓野邊・加藤）
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第８０２号
兵庫県西宮市学文殿町１丁目７番22号エトワール学文殿Ａ棟
債務者　南部　俊光
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第８０３号
兵庫県西宮市学文殿町１丁目７番22号エトワール学文殿Ａ棟
債務者　南部　美樹
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第８３４号
兵庫県西宮市和上町４番17―502号
債務者　藤原　光二
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第８５５号
兵庫県尼崎市崇徳院２丁目162番地の２ジュンマンション301
債務者　平田　康温
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第８６３号
兵庫県尼崎市武庫之荘本町３丁目20番11―303号
債務者　中寺　　克
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１５１４号
広島市中区千田町３丁目１番10―806号
債務者　徳田　友里
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５４９号
広島市西区小河内町１丁目７番２―203号
債務者　筒井とみ子
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５５８号
広島市南区仁保３丁目１番９―604号
債務者　河野　真治
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５５９号
広島市南区仁保３丁目１番９―604号
債務者　河野　美樹
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５８０号
広島市南区丹那町59番29号
債務者　浜本　信也
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで　広島地方裁判所民事第４部